平成２５年（フ）第６５号
三重県四日市市松本２丁目４番33号　セントラルシャトー松本Ｂ―202
債務者　木平香奈江
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
三重県いなべ市大安町大井田955番地１、前住所三重県いなべ市大安町大井田944番地
債務者　遠藤るみ子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
三重県四日市市西富田町315番地１　ベレーザ208
債務者　島田　　剛
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
三重県四日市市東日野町750番地　市営73号
債務者　西脇　千恵
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
三重県三重郡菰野町大字小島417番地237
債務者　内田小百合
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
京都市山科区小山小川町27番地１
債務者　平井　節子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９６号
京都市上京区東堀川通一条上る竪富田町423番地　サンレジデンス錦綾東堀川423
債務者　上野　三郎
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２６号
茨城県北茨城市大津町北町1094番地
破産者　上野　高利
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３号
千葉県君津市人見３丁目12番２号　201
破産者　杉戸　清水
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２７８２号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番38―306号
破産者　堀　　準一
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
岩手県奥州市水沢区西上野町６番８号　ウエスタンヒル101号室、破産手続開始決定時の住所岩手県奥州市水沢区東大通り３丁目１番２号　ハイツやぶきた園Ｇ号室
破産者　千葉まり子
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３２２号
岩手県花巻市金矢第４地割123番地２
破産者　新田　松美
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５００号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井888番地22
破産者　西郷　昭夫
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１４号
埼玉県入間市久保稲荷１丁目11番地８　エレガントヒル参番館104、前住所埼玉県飯能市大字双柳1000番地１
破産者　藤田　博子
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７５２号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番２―305号　白鳥パークハイツ日比野東
破産者　石塚　勝彦
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８２６号
兵庫県佐用郡佐用町末廣402番地、開始決定時の住所神戸市須磨区白川台５丁目６番地の20
破産者　炭火焼鳥こうちゃんこと焼鳥かくれんぼこと　佐藤　光代
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２７号
兵庫県佐用郡佐用町末廣402番地、開始決定時の住所神戸市須磨区白川台５丁目６番地の20
破産者　佐藤　音治
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部